

第2部

報告書

# 第1章 フランスにおける高齢者のための最低所得保障制度と雇用政策

嶋 さやか

## I 高齢者のための最低所得保障制度

### 1 概要

フランスの年金制度は大きく分けると3つの階層で構成されている。1階部分が法定基礎制度(*régimes de base*)のなかの老齢保険、2階部分が補足制度(*régimes complémentaires*)、3階部分が上乗せ退職年金制度(*régimes de retraite supplémentaire*)である。2階部分の補足制度は、もともと一種の企業内福利厚生として労使間の協約に基づいて発展してきたが、現在では多くの就労者に加入が義務づけられている。また、1階部分の法定基礎制度と同様、賦課方式で運営されている。そのためフランスで「公的年金制度」といった場合には、法定基礎制度だけでなく補足制度も含めた形で観念されることが多い(フランスの公的年金制度の体系については、<表1>参照)。これに対し、3階部分の上乗せ退職年金制度はいわゆる企業年金や個人年金などの私的年金であり、公的年金の所得代替率の低下に伴い近年重視されつつある。

これらの年金制度の他に高齢者のための最低所得保障制度(minimum vieillesse)が存在し、所得が一定額以下の高齢者に対して非拠出制給付である高齢者連帯手当(allocation de solidarité aux personnes âgées)が支給され、最終的な受け皿として機能している。

<表1> フランスの公的年金制度

		法定基礎制度	補足制度(強制加入)	
被用者	農業被用者	農業社会保障共済組合(Mutualité Sociale Agricole)	補足年金制度連合会(ARRCO)	幹部職員退職年金機構 総連合会(AGIRC)(農業・商工業幹
	農業幹部職員			
	商工業幹部職員		一般制度(Régime Général de la Sécurité sociale)	民間搭乗員年金金庫 国・公共団体非正規職員補足年金制度(IRCANTEC)
	商工業被用者			
	特殊企業被用者			
	公的セクターの非正規職員			
	國家公務員・軍人	國家公務員制度(Régime des Agents de l'Etat)	公務員付加年金制度(Retraite additionnelle de la Fonction Publique)	
	地方公務員・病院職員	地方公務員制度(CNRACL)		
非被用者	その他(公的・準公的セクター)	その他の特別制度 (国鉄職員、船員、など)		
	農業経営者	農業社会保障共済組合(Mutualité Sociale Agricole)		
	商工業・手工業自営業者	自営業者社会保障制度(RSI)		
	自由業者(医者、公証人、薬剤師など)	自営業者老齢保険全国金庫(CNAPL)		
	弁護士	フランス弁護士全国金庫		
	聖職者	聖職者老齢・障害・疾病保険金庫		

出所: « La retraite en France » ([http://www.cnav.fr/1qui/f\\_syst.htm](http://www.cnav.fr/1qui/f_syst.htm))をもとに著者作成。

## 2 年金制度における最低所得保障制度

### (1) 法定基礎制度(一般制度)の概要

法定基礎制度のうち被保険者数の最も多い制度は、商工業被用者が強制加入する一般制度である<sup>1</sup>ため、以下では一般制度の仕組みを簡単に紹介する。

<sup>1</sup> 2006年の統計では、全就労者の70.67%が一般制度に加入している([http://www.cnav.fr/1qui/f\\_syst.htm](http://www.cnav.fr/1qui/f_syst.htm) 参照)。

## ①被保険者

一般制度には、商工業被用者が強制加入する。具体的には、社会保障法典 L.311-2 は、「国籍、性にかかわらず賃金を支払われるすべての者、あるいは、いかなる地位であってもまたいかなる場所であっても一または複数の使用者のために働くすべての者は、いかなる年齢であっても、そして年金受給者であったとしても、報酬の額・性質、契約の形式・性質・有効性にかかわらず、一般制度の社会保険に強制的に加入する」と定める。この規定から、一般制度に強制加入する者の判断基準として、判例上 3 つの要件 (a) 従属あるいは依存関係の存在、b) 職業活動により報酬が生じること、c) 労働関係が合意に基づくこと) が挙げられている<sup>2</sup>。

## ②保険者

労使代表が運営する被用労働者老齢保険全国金庫 (CNAVTS) が保険者として管理運営を行う。

## ③給付

一般制度が給付する退職年金の支給開始年齢は原則 60 歳であり、給付額は次のように計算される。

$$\text{給付額} = \frac{\text{当該被保険者の平均賃金年額} \times \text{支給率} \times (\text{一般制度での加入期間} + 160 \text{ 四半期})}{160 \text{ 四半期}^3}$$

平均賃金年額は、かつては当該被保険者についての最高の 10 年間の賃金の平均とされていたが、1993 年年金改革によって最高の 25 年の賃金（ただし、社会保障上限賃金額（月額 2859 ユーロ（2009 年））まで）の平均に段階的に引き上げられた。

支給率は保険加入期間に応じて決定される。60 歳から満額率（50%）の支給率で受給するには、全法定基礎制度における保険加入期間の合算が（2003 年年金改革以前においては）160 四半期以上あることが必要である<sup>4</sup>。ただし、65 歳から受給し始める場合には保険加入期間の長短にかかわらず、支給率は一律満額率となる。65 歳未満で受給を開始する場合で保険加入期間が満額率の受給に必要な期間に満たないときは、a) 支給開始の年齢が 65 歳と比較して不足している

<sup>2</sup> Dupeyroux (J.-J.), Borgetto (M.), Lafore (R.), Droit de la Sécurité sociale, 16<sup>e</sup> éd., 2008, p.427.

<sup>3</sup> この計算式の下線部は、2003 年年金改革以前は 150 四半期であったが、同改革により 2008 年 1 月 1 日までに 160 四半期に徐々に引き上げることとされた（年金改革に関する 2003 年 8 月 21 日の法律 (Loi n°2003-775 du 21 août 2003, portant réforme des retraites, J.O., Lois et Décrets, 22 août 2003, p.14310 et s.)

）（以下、「2003 年法」という。）22 条参照）。

<sup>4</sup> 2003 年年金改革により、満額率に必要な保険加入期間は 2009 年から 1 年ごとに 1 四半期ずつ引き上げて 2012 年に 164 四半期とし、2013 年から 2020 年までは保険加入期間と年金受給期間とのバランスを 2003 年当時の水準に合わせるように保険加入期間を調整する（2003 年法第 5 条）

期間（四半期）と、b) 保険加入期間が満額率の保険加入期間と比較して不足している期間（四半期）を計算し、a) と b) のうちより短い期間に応じて一定率が満額率から差し引かれて支給率が計算される。

#### ④財源

一般制度の主な財源は労使が拠出する保険料であり、2007年では一般制度の老齢保険における全歳入の約69.01%が労使の保険料でまかなわれている<sup>5</sup>。保険料率は、社会保障上限賃金額までの賃金について被用者6.65%、使用者8.30%、上限なしの全賃金について被用者0.10%、使用者1.60%である。

#### ⑤財政方式

従来、老齢保険は積立金を持たない完全な賦課方式で運営されていたが、1999年社会保障財政法律で積立基金が創設され、これにより積立金を持つ「修正賦課方式」へと移行した（現在は2001年7月17日の法律により創設された年金積立基金が積立金を保有している）。この基金の主な役割は長期貯蓄である積立金を積み立てることでベビーブーム世代の高齢化と平均寿命の延びから生じる財源不足を補い、年金制度の持続可能性を保障することである。

### （2）年金制度における最低所得保障

上記のとおり、一般制度における老齢保険の退職年金は、各被保険者の平均賃金に比例して計算されるため、低所得の被保険者の年金額は低くなりかねない。そこで、1983年5月31日の法律は、「拠出最低年金額（minimum contributif）」と呼ばれる退職年金の最低額を定めた。これは、保険料を納付してきた被用者の年金額が、保険料を納付してこなかった高齢者に支給される高齢者のための最低所得保障（minimum vieillesse）の額と接近しすぎないように配慮されたためである<sup>6</sup>。

拠出最低年金額が保障されるのは、160四半期以上の保険加入期間を有する被保険者であり、保険加入期間がこれに満たない場合には、加入期間に比例して拠出最低年金額が減額される（社会保障法典351-10）。

こうした拠出最低年金額について、2003年年金改革では、その改革のひとつの柱である「年金制度において公正と社会的正義を保護すること」に照らし、改正が行われた。

具体的には、全職業期間を通じてSMIC（業種間一律スライド制最低賃金）を得ていた被保険者に、2008年までに、SMIC（手取り額）の85%に相当する拠出最低年金額を保障すること（2003年法第4条）、および一般制度での拠出最低年金額に関し、実際に保険料を拠出した期間についての加算を行うこと（同法第26条）である。

<sup>5</sup> Etats financiers combinés de l'assurance vieillesse et des comptes individuels de la Cnavts 2007 Tome II (<http://www.cnay.fr/1qui/frameset.htm>) , p.11.

<sup>6</sup> Dupeyroux (J.-J.), Borgetto (M.), Lafore (R.), Droit de la Sécurité sociale, 16<sup>e</sup> éd., 2008, p.591.

2008年9月1日現在の拠出最低年金額は、年 7013.87 ユーロ（月 584.48 ユーロ）、加算付きの拠出最低年金額は、年 7664.23 ユーロ（月 638.68 ユーロ）である。

さらに、2008年の年金制度に関する再検討（rendez-vous）において政府は、SMIC の 85%に相当する年金額の保障措置を 2012 年まで延長することとともに、より実効的な保障方法を探求している。

### 3 非拠出制の高齢者のための最低所得保障制度（minimum vieillesse）

拠出制の老齢保険による退職年金は、高齢者の所得保障において、最も大きな役割を果たしているが、フランスでは、社会保険制度とは別に非拠出制の高齢者のための最低所得保障制度が存在する。その本格的始まりは、1956年6月30日法による国民連帯基金の創設であるが、費用負担の一般制度への組み入れによって、社会保険との分離は不完全に終わっていた。このように社会保険とは異なる仕組みの下での高齢者の最低所得保障は一度は挫折したものの、その後、1993年7月22日の法律による高齢者連帯基金（Fonds de solidarité vieillesse：FSV）の創設によって成し遂げられる。また、後述の通り、高齢者のための最低所得保障制度は複数の給付から構成されていたが、2004年6月24日のオルドナンスは、これらの複数の給付を「高齢者連帯手当」という単一の給付に統合し制度の単純化を図った。これにより2007年1月以降に新たに受給する者については新制度が適用されることとなった。

以下では、2007年以前の制度の概要と現在の制度の概要を紹介する。

#### (1) 2007年以前の制度

2007年以前の高齢者のための最低所得保障は、2段階の給付から構成されていた。第1段階は、高齢被用者手当（allocation aux vieux travailleurs salariés：AVTS）や高齢非被用者手当（allocation aux vieux travailleurs non salariés）、母親手当（allocation aux mères de famille）<sup>7</sup>、特別手当（allocation spéciale）<sup>8</sup>等で、いずれも高齢被用者手当相当額までを保障する給付である。第2段階は、1956年法で導入された付加手当（allocation supplémentaire）である。以下では、第1段階の給付の代表として高齢被用者手当（AVTS）を取り上げ、第2段階給付（付加手当）とともに、その制度の概要を紹介する。

##### ① 高齢被用者手当（AVTS）

一定の要件を満たす労働者は、高齢被用者手当を受給することができる（社会保障法典 L.811-1）<sup>9</sup>。その要件とは、第1に、十分な所得を有していないことで

<sup>7</sup> 母親手当とは、被用者の配偶者または未亡人、さらに被用者と離婚した上で、16歳未満の児童を少なくとも5人扶養し、自らは老齢年金の受給権を有さない者に給付される手当である（社会保障法典 L.813-1 以下参照）。

<sup>8</sup> 特別手当とは、いずれの老齢保険制度にも属さない65歳以上の者で、所得要件、居住要件等を満たした者に給付される手当である（社会保障法典 L.814-1 以下参照）。

<sup>9</sup> 社会保障法典 L.811-1 は AVTS の受給に国籍要件を課しているが、1998年5月11日の法律に

ある。つまり、個人の所得年額と高齢被用者手当額の合計が、年所得上限額（2007年1月1日以降では単身で年7635.53ユーロ、夫婦で年1万3374.16ユーロ）を超えない場合に限り、手当が給付されるのである（社会保障法典L.811-13）。第2に、一定の年齢（65歳）に達していることである（社会保障法典D.811-2）。第3の要件は、就労要件である。つまり、50歳以降に5年間、フランス国内で報酬を伴う雇用に従事していたことである（社会保障法典L.811-1、D.811-2）。

これらの要件を満たした者は、高齢被用者手当（2008年1月1日からは年3097.31ユーロ）を受給できるが<sup>10</sup>、手当額と当該受給者の所得の合計額が年所得上限額を超える場合は、その超過分が控除される（社会保障法典L.811-13）。

ただし、1975年以降は、すべての法的基礎制度の老齢保険において1四半期の拠出があれば、退職年金の受給権が与えられ、さらに65歳以上（労働不能の場合には60歳以上）でフランス国内に居住し、所得が一定額を下回る場合には、一種の特別手当として、上記の拠出最低年金額とは異なる制度として、退職年金額が高齢被用者手当相当額まで加算されることになった（社会保障法典L.814-2、D.814-2）。したがって、高齢被用者手当や高齢非被用者手当は、1975年以前からの受給者に限られ、1975年以降は老齢年金の加算によって高齢被用者手当相当額が保障されることになった<sup>11</sup>。

## ② 付加手当 (allocation supplémentaire)

付加手当の主な受給要件は、第1に65歳（労働不能の者については60歳）に達していること、第2にフランス領土内に居住していること、第3に所得がAVTSと同基準の年所得上限額を下回ること、第4に何らかの老齢給付（年金や手当）の受給適格者であること、である（社会保障法典L.815-2、L.815-8）<sup>12</sup>。

これらの要件を満たした者は、単身者の場合年4439.98ユーロ（2008年）、夫婦の場合年7326.61ユーロ（同年）の付加手当が給付されるが、付加手当額と個人の所得が上記の年所得上限額を超える場合は、その超過分が付加手当から控除される（社会保障法典L.815-8）。

ただし、受給者の正味の相続財産が3万9000ユーロを超えた場合は、その相続財産の全部または一部から、付加手当支給相当額を回収できる（社会保障法典L.815-12、D.815-4）。

以上の高齢被用者手当等の第1段階給付と付加手当との総額が高齢者の最低保障所得額となる。

## ③ 財源

よって新設されたL.816-1が適法に滞在する外国籍を有する者にもAVTSの適用を認めている。

<sup>10</sup> なお、老齢被用者手当には、扶養者加算、児童加算等が付加されることがある（社会保障法典L.811-10）。

<sup>11</sup> 都留民子『フランスの貧困と社会保護』（2000年）112頁。

<sup>12</sup> 社会保障法典L.815-2は付加手当の受給に国籍要件を課しているが、1998年5月11日の法律によって新設されたL.816-1が適法に滞在する外国籍を有する者にも付加手当の適用を認めている。

高齢者最低所得保障制度の財源は、かつては一般制度の保険料が負担していたが、1993年に、国民連帯に属する高齢者最低所得保障と職域連帯に基づいた社会保険との不整合が指摘され、社会保険から高齢者最低所得保障が分離された。それに伴い、高齢者最低所得保障制度は高齢者連帯基金を通して主に一般化社会拠出金（CSG）によって財源をまかなわれるようになった。CSGは、国民連帯に属する給付に充てるために1991年に導入された社会保障財源である。高齢者連帯基金に充てられるCSGはフランスに居住する全ての租税法上の自然人を対象に、職業収入、代替所得、資産収入、投資運用収入に一定率（1.15%）を掛けて徴収される（社会保障法典L.135-3）。CSGは保険料と異なり給付との対価関係を持たず、憲法上は租税と同じ類型に位置づけられているが、訴訟管轄や徴収機関が保険料と同じであることなどから、租税と保険料との折衷的な拠出金であるといえる。

## （2）2007年以降の制度

2007年1月より導入された「高齢者連帯手当」は非拠出制給付であり、フランス本土および海外県に正規に定住する65歳以上（一定の障害がある場合には60歳以上）の高齢者で、本人（および配偶者（事実婚も含む。））の収入が一定額（単身：年7635.53ユーロ、夫婦：年1万3374.16ユーロ（2007年））を下回る者に支給される。給付額（2007年）は、単身の場合月額621.27ユーロ、夫婦の場合月額1114.51ユーロであり、その他に収入がある場合にはその額が控除されて支給される。この給付の財源は高齢者連帯基金がまかなっている。

## II 高齢者のための雇用政策

### 1 中高齢者雇用促進政策の背景

従来、フランスの中高齢者の雇用政策といえば、早期退職を促進する政策が目立った。それは、高い若年失業率を背景に、中高齢者の雇用を若年者に配分するためであった。しかし、近年のフランス政府は、中高齢者の雇用政策につき、雇用を促進する政策に転換しつつある。その要因として大きいのが、年金制度の改正、とりわけ保険加入期間の引き上げである。

2003年年金改革では、年金の給付水準の維持と財政均衡の回復という2つの要請にこたえるため、満額率で受給するのに必要な保険加入期間の引き上げを行った。これは、60歳以降の平均余命が伸びているなか、現役期間（保険加入期間）の長さと引退（年金受給）期間の長さとのバランスをとることで、給付水準自体は変えずに財政均衡を図ることを目指したものである。

具体的には、①公務員のための年金制度について、2008年までに満額率（75%）で受給するのに必要な就労期間（保険加入期間）を150四半期から一般制度と同じ160四半期に引き上げる（2003年法第51条）。そして、②満額率で受給するための保険加入期間（2008年で160四半期）を2020年までに一般制度・公務員

制度・農業制度・自営業者制度についてさらに引き上げる。具体的な引き上げのスケジュールは、前述の通り、2009年から1年ごとに1四半期ずつ引き上げて2012年に164四半期とし、2013年から2020年までは保険加入期間と年金受給期間とのバランスを2003年当時の水準に合わせるように保険加入期間を調整する。2008年の再検討においても政府は、寿命の延びと制度の財政難から、保険加入期間の引き上げを、予定通り2012年に164四半期に達するように実施している<sup>13</sup>。

この2003年年金改革で決定された保険加入期間の引き上げの対象は、一般制度、公務員制度、農業制度、自営業者制度にとどまり、公務員以外の特別制度（SNCF（フランス国有鉄道）、船員、EDF-GDF（フランス電力・ガス）など）は対象外であった。こうした制度における年金受給開始年齢や保険加入期間の要件は他の制度より優遇されており、例えば、SNCFの年金制度では55歳（運転手については50歳）が支給開始年齢で、満額率の受給権を取得するのに必要な保険加入期間は150四半期とされていた。こうした優遇的取り扱いは、鉄道労働が肉体的にきつい仕事であったことに由来しているのだが、労働条件の改善により優遇的取り扱いの根拠が徐々に薄らいできたといわれている。そこで、2008年の年金制度の再検討の際に政府は、公務員以外の特別制度についても保険加入期間の引き上げを行うこととした。この引き上げは、1995年のジュペ首相時代にも社会保障改革に関する「ジュペ・プラン（le plan Juppé）」の一環として目指されたのであるが、大規模なストライキにあい挫折していたという経緯があり<sup>14</sup>、フランスの年金制度における長年の懸案となっていたことであった。2007年に打ち出された引き上げの改革方針に対し、今回も2007年11月に大規模なストが打たれたが、結局、デクレの制定により、多くの特別制度について保険加入期間の引き上げが実現した。具体的には、2016年までに保険加入期間を150四半期から164四半期に段階的に引き上げることとされた<sup>15</sup>。

こうした保険加入期間の引き上げは、実際の就労期間が同様に延びなくては、単なる給付の削減となってしまい、給付水準の維持という当初の目的が達成されなくなってしまう。実際、現在のフランスの55歳から64歳の雇用率は38.3%（2007年）であり、EU全体の平均（44.7%）を下回っている。特に男性の雇用率における乖離が大きく、EU全体では53.9%であるのに対しフランスは40.5%である<sup>16</sup>。こうした中高齢者の雇用率の低さは、2003年の保険加入期間の引き上

<sup>13</sup> « Rendez-vous 2008 sur les retraites »

(<http://www.travail-solidarite.gouv.fr/IMG/pdf/Propositions.pdf>).

<sup>14</sup> Palier (B.), La réforme des retraites, 2<sup>e</sup> éd., 2003, pp.98-99.

<sup>15</sup> 2008年の特別制度の改革については、Tauran (T.), « Les réformes de 2008 des régimes spéciaux de sécurité sociale : un coup d'épée dans l'eau ? », Revue de droit sanitaire et social, N° 4/2008, pp.748 et s. を参照。

<sup>16</sup> Eurostat, European Union Labour Force Survey-Annual results 2007.

げの実効性を危うくするだけでなく、年金制度への保険料収入を少なくするものとして財政的にも問題視されている<sup>17</sup>。そこで2003年年金改革および2008年の再検討では、55歳以上の中高齢者の雇用促進策が重視されるようになったのである。

## 2 中高齢雇用促進策の進展

### (1) 2003年年金改革における取り組み

2003年年金改革では、a) 55歳以上被用者の雇用を保障すること（使用者による年齢等と理由とした強制的退職要件の厳格化）、b) 55歳以上被用者に就労するインセンティブを与えること（在職年金規制の緩和、繰下げ受給における加算制度（surcote）の導入）、c) 55歳以上被用者について退職するインセンティブを小さくすること（早期退職制度の対象者の制限）、である。以下では、主な改正内容を、その後の動きも含めて紹介する。

#### ①強制的退職要件の厳格化

2003年改革前は、使用者が個別労働者を強制的に退職させることは、「当該労働者が満額率で老齢年金を受給していること」、「当該労働者が協約で定められた老齢年金受給要件あるいは年齢要件（60歳）を満たしていること」という2つの条件を満たせば可能であるとされていた。これに対し、2003年法第16条は、旧労働法典L.122-14-13第3項を改正し、原則65歳（あるいは、満額率の年金受給権を有する者について、特定の労使協定・協約が60歳以上65歳未満の年齢を定めた場合にはその年齢）に達した労働者しか使用者は強制的に退職させられないこととされた。さらに、2009年社会保障財政法律案は、高齢者の雇用促進のため、これまで65歳以上であれば認められていた使用者による被用者の強制的退職を2010年1月1日から原則禁止することとしていた。しかし、成立した2009年社会保障財政法律<sup>18</sup>は、労働法典L.1237-5を改正し、強制的退職措置に先立ち、使用者は65歳に達する前に当該被用者に対し自発的に退職する意思があるのか書面で質問しなくてはならず、被用者にそうした意思がない場合には65歳以降70歳に達するまで毎年同様の手続きを取らなくてはいけないとされた。つまり、事実上強制的退職が可能なのは70歳に達してからとなった。

#### ②在職年金（cumul emploi-retraite）規制の緩和

<sup>17</sup> Conseil d'orientation des retraites, Retraites : 20 fiches d'actualisation pour le rendez-vous de 2008 (Cinquième rapport), La documentation Française, novembre 2007, p. 15.

<sup>18</sup> Loi n° 2008-1330 du 17 décembre 2008 de financement de la sécurité sociale pour 2009, J.O., n°294 du 18 décembre 2008 p.19291 et s.

1988年1月5日の法律によって導入された段階的引退制度<sup>19</sup>は存在するものの、老齢年金は原則、職業活動を完全にやめないと支給されず、就労中は支給が停止されていた（社会保障法典旧 L.161-22）。2003年年金改革では、この規制が年金受給者の仕事の選択に非中立的影響を及ぼすことから、ライフスタイルの選択の保障および就労インセンティブ促進の観点から問題視された。そこで、2003年年金改革法は、社会保障法典 L.161-22 を改正し、年金受給者が一定の要件を満たした場合には職業活動を再開しても年金を支給停止しないこととした（第15条）。その要件とは、a) 再開した職業活動で得られる賃金と年金額との合計が年金受給開始前の最終賃金を下回ること、b) 最終使用者のもとで働く場合には、年金受給開始から少なくとも6ヶ月後に職業活動を再開すること、である。

こうした在職年金については、2009年社会保障財政法律第88条は、さらなる規制緩和を行った。すなわち、満額率に必要な保険加入期間を有している、あるいは65歳以上である場合には、職業活動をしていても年金は全額支給されると規定た。

### ③ 繰下げ受給における加算制度（surcote）の導入

2003年年金改革では、満額率で年金を受給するための保険加入期間を有する者が60歳を超えて働き続ける（つまり、年金受給を繰下げる）場合について、支給率に一定割合を上乗せする制度が導入された。具体的には、従来は保険加入期間がいくら長くても支給額は頭打ちであったが、60歳を超えて保険料を拠出し1四半期受給を繰下げるごとに年金額を0.75%ずつ上乗せして計算することとされた（2003年法第25条）。

その後、加算の割合は段階的に引き上げられ、繰下げた最初の4四半期については0.75%、5四半期目以降は1%（ただし、65歳以降の保険加入期間については一律1.25%）とされている（社会保障法典 D.351-1-4）<sup>20</sup>。また、2008年の再検討において政府が提案したように、2009年社会保障財政法律第89条では全ての繰下げ期間について加算割合を1.25%へ引き上げることが規定されている。

### （2）その他の取り組み

2003年年金改革法の定めに従い、労使間において中高齢者の雇用促進について交渉が行われ、2006年3月9日に複数の労使団体により職域間全国協定に署名がなされた。そして2006年6月6日に、この協定の内容を盛り込む形で、労使代表、政府、議会の代表者および経済社会評議会（Conseil économique et social）

<sup>19</sup> 段階的引退制度とは、同一企業でパートタイム労働をしながら、退職年金の一部を受給することができる制度である。同制度の適用を受けるには、①60歳以上であること、②保険加入期間が150四半期以上であること、③パートタイム労働を行っていること、を満たす必要がある。給付額は労働時間に応じて受給資格を有する退職年金の30%、50%、70%となる。段階的引退制度のメリットは、受給者にとっては引退への段階的移行が可能となることであり、老齢保険にとっては支出額を削減できることにある。（Dupeyroux (J.-J.) (et al.), Droit de la sécurité sociale, 14<sup>e</sup> éd., 2001., p.602.森戸英幸「雇用法制と年金法制（3）」法学協会雑誌 110巻1号（1993年）65-68頁参照）。

<sup>20</sup> D. n° 2006-1611 du 15 déc. 2006.

のメンバーからなる検討会によって、「高齢者雇用のための全国行動計画 2006-2010 (Plan national d'action concerté pour l'emploi des seniors 2006-2010)」が作成された。この計画では、2010年に55歳から64歳の雇用率を50%にすることを最終的目標として、5つの具体的目標を定めている。すなわち、①社会・文化的認識の進展、②高齢者の雇用維持の促進、③高齢者の雇用復帰の促進、④職業引退期の整備、⑤計画期間中の公労使による本計画の追跡調査の実施、である。

①の目標に向けては、「公衆に高齢者の経験の有用性について知らせる」、「年齢の管理、高齢者の雇用アクセスや雇用維持について企業を感化する」などの具体的行動が示されている。

②の目標に向けては、「高齢者向けの新しい職業訓練の発展」、「早期完全就労停止措置への申請を制限すること」、「強制的退職年齢を引き下げる労使協定の終了」などの行動が挙げられている。

③の目標に向けては、「国立雇用局における高齢者向けのサービス提供を増やす」、「募集時の年齢差別を禁止する」、「57歳以降向けの有期雇用契約の実施」などの行動が挙げられている。「57歳以上向けの有期雇用契約」については、労働法典 L.1242-3 をもとにデクレが制定され、実際に導入されている（労働法典 D.1242-2）。これは、57歳以上の者で、3か月以上求職者として登録している者あるいは個別再就職斡旋協約の受益者である者に適用される。この有期雇用契約は最長18か月の期間を定めて締結され、1度に限り更新が可能である。フランスでは、原則、有期雇用契約は特定の臨時の業務につき、法律に列挙された場合に限り可能とされ、厳格に規制されているが、高齢者のための有期雇用契約はこの規制を高齢者の雇用復帰と年金受給権の充実のため緩和したものといえる。

④の目標に向けては、「低賃金被用者ために在職年金の可能性を広げる」、「年金の保険料を支払い続けながらパートタイム労働に移行する」などの行動が挙げられている。

このように中高齢者雇用促進政策は徐々に進展しているが、他方で実際の退職年齢の繰り下げ幅は、保険加入期間の引き上げられる幅に比べて、かなり小さいだろうとの予測もなされている。すなわち、2003年年金改革では、2020年までに一般制度について7四半期(1.75年)、公務員制度について17四半期(4.25年)の保険加入期間の引き上げを予定していたが、実際の平均退職年齢の伸びは民間被用者について約0.2年、公務員について約1.5年にとどまると予測されている<sup>21</sup>。そのため、上記行動計画など、中高齢者の雇用促進政策がますます重視されることとなろう。

### III まとめ

<sup>21</sup> Conseil d'orientation des retraites, Retraites : questions et orientations pour 2008 (Quatrième rapport), janvier 2007, p.118.

日本の制度と比べた場合、フランスでは、最終的受け皿となる高齢者固有の非拠出制の最低所得保障制度が存在する点が特徴的であるといえる。フランスでは、老齢保険の対象者は就労者に限られているため、特に年金制度の保障が及ばないカテゴリーに対しては、同制度による最低所得保障が重要な役割を担っているといえる。同制度は、受給者死亡後の相続財産からの求償制度はあるものの、子などによる扶養義務の履行を前提とせずに給付される制度である点で、日本の生活保護制度と大きく異なるといえる。

他方で、老齢保険では、保険料を拠出した者が保険料を拠出せずに非拠出制の最低所得保障制度を受給する者との間で不公平が生じないように、拠出最低年金額が設定されている。実際の給付額を比較すると最低所得保障制度の給付額とほぼ同水準であるため、それほど優遇されているとはいえないものの、拠出した者が結局拠出していない者と同様に所得調査を伴う最低所得保障給付を受給する事態を回避することには資する仕組みといえる。また、2003年年金改革では、拠出最低年金額の増額および拠出に伴う加算が実施され、保険料の拠出をより一層評価する仕組みへと改正されている。2003年年金改革のこうした動きは、年金受給者である高齢者の最低所得保障の充実に寄与しているといえる。

また、保険加入期間の引き上げに伴って年金の給付水準が低下し、高齢者への所得保障が後退しないように、中高齢労働者の雇用政策の促進が同時に進められている。そこでは、高齢失業者のための有期雇用契約の導入など新たな取組みも見られる。これは、単に経済発展に向けた高齢者の労働力の有効活用のためにとどまらず、老後の所得保障の維持の観点から、受給要件が厳格化しつつある年金制度の影響を雇用の増大によってカバーする試みとも捉えられる。フランスの近年の動向に照らすと、高齢者の最低所得保障政策においては、最低所得保障制度のような最終的受け皿のみが重要なのではなく、公的年金制度の役割およびそれを十分に機能させる前提となる雇用の維持・増加が不可欠であることが分かる。

## 第2章 フランスの最低所得保障制度： —労働不能者の生活保障から活動的連帯所得（RSA）に至るまで<sup>1</sup>—

関根由紀

### 1. 就労不可能の者を対象とする非拠出制の最低所得保障（1940～1978）

フランスにおける所得の喪失に対する社会的な保護は、従来から理念としては普遍的で国民網羅的な保護を意識しつつも、制度的には未だ就労との結びつきが強い職域別の社会保険に基づいていることから、必然的に保護の対象から外れてしまう人々が排出され、その人々に対する最低生活保障の在り方が早い時期から課題となっていた。それらは主として、就労してはいたが十分な保護受給権を取得できなかつた者、または何らかの理由で長期的、恒常的に就労から遠ざかっている者たちである。

この者たちの生活保障を目的として、雇用に直結する社会保険とは異なる社会保護制度を構築する必要があり、それを行うために、まずは就労できない理由（高齢・障害・単身親の育児等）別に、各種の「最低生活給付」(minima sociaux)が創設された。

#### □ 高齢者

このようにして最初に設けられたのは、高齢のため就労できず、公的年金制度に未加入、あるいは加入期間が短く十分な年金を受給できない高齢者を対象とした「老齢最低所得」(minimum vieillesse)であり（1941年）、65歳以上（就労不可能な場合は60歳以上）の者で一定水準以下の所得しか得られない者に対し、最低水準の所得を保障する。当初、非拠出制の社会保障給付として位置づけられ<sup>2</sup>、少額の老齢年金部分に、それを補完し国民連帯基金により支給される補足給付による二階建ての給付であったが、2004年に制度が改正され、「高齢連帯給付」(allocation de solidarité aux personnes âgées : ASPA)として統合され、低所得の高齢者に対する連帯（扶助）給付として再構築された。これに加えて、2001年に新設された、介護を必要とする高齢者一般に対して支給される個別自立給付(allocation personnalisée d'autonomie)が必要に応じて支給される。

#### □ 障害者

<sup>1</sup> 本稿は RSA 導入以前の制度に関して主に M. Borgetto, R. Lafore Droit de l'aide et de l'action sociales, 6<sup>e</sup> éd., Montchrestien, 2006 ; RSA 導入後に関しては、2009年1月に行った Côte d'Or 県庁で行ったヒアリング、および入手した書類、及び M. Bernède, Le RSQ une révolution sociale : récit d'une expérimentation dans l'Eure, autrement, 2008 ; « Loi généralisant le revenu de solidarité active », Liaisons Sociale, vendredi 23 janvier 2009, p.1 を参照した。

<sup>2</sup> フランスでは、職域別の社会保険を基礎とする「社会保障」(sécurité sociale)として公的扶助制度(aide sociale)と区別する。

次に、障害により就労ができない者に対する「成人障害者最低所得」(allocation adulte handicapé) (1975年)が整備された。成人障害者に対する社会保護給付は、三種類あり、(1) 金銭給付、(2) 雇用支援、および(3) 入院・入所支援である。(1)の金銭給付は主に、最低所得保障に当たる「成人障害者最低所得」(allocation d'adulte handicapé, AAH)、及び「障害補填給付」(prestation de compensation des personnes handicapées)<sup>3</sup>から成る。AAHは、家族手当基金(CAF)によって支給され、非拠出制の家族手当(社会保障給付)として位置付けられるが、全額国庫負担であり、所得要件により、他の社会保護給付に対し補足的に給付される最低所得保障給付である。支給要件は、20歳以上であり(扶養されていない場合は16歳以上)、フランス国籍、または合法的且つ安定的にフランスに居住しており、80%以上の恒久的労働不能(incapacité permanente)、又は50%~80%の労働不能であり、自立委員会(Commission des droits et de l'autonomie)により、障害を理由に就労不可能であることが認められていること、および所得が一定水準未満であること、等である。所得制限は、福祉年金(AVTS<sup>4</sup>)の所得制限額を上限としており、それに満たない分を給付で補填する。ただし勤労所得に関しては、勤労所得控除が適用され、例えば短時間であり低額であるが賃金を得る障害者の勤労意欲の維持が図られている。このAAHに加え、障害による日常生活上の負担を補填するため、障害補填給付(PCPH)が支給され、高齢者に対する上記個別自立給付同様に、介護等に要する費用を補填している。

#### □ 単身親

次に、単身で育児をしているため、就労ができない単身親のための「単身親最低所得」(allocation de parent isolé, API) (1976年)が、性別に関係なく、単身であり(死別、離別等により、単身で生活し生計を立てている)、3歳未満の子を養育しているか、妊娠しており、一定水準未満の所得しか得られていないときに、水準所得との差額を、子が3歳に達するまでの間、支給される。1998年の社会的排除と闘うための法律により、APIを含むいくつかの最低所得保障給付に関しては、一定額までの勤労所得と併給できることとなっている。就労開始から最初の6ヶ月間は、給付と賃金が完全に併給でき、その後、過去3ヶ月分の平均賃金の50%が勤労控除される。APIは主に2つの側面から批判されており、新たに試験的実施を経て本年6月より実施されるRSA(Revenu de solidarité active、連帯活動所得)導入に伴い、廃止される予定となっている。APIに対する批判は、まず単身者として生計を立てていることの確認がプライバシーの侵害なくして困難であること、つまり不正受給の危険性が高いこと、及びその金額が比較的高額であること(最低賃金SMICの70%程度の水準であり、最低統合所得RMIよりも相当高額である)から、それを失わないために単身状態から脱することを躊躇させる危険性や、「福祉の罠」に受給者を陥らせる危険性、などが指摘されていた。

<sup>3</sup> 2005年の法改正により、旧補填給付(allocation compensatrice)に代わる。

<sup>4</sup> Allocation pour vieux travailleurs salariés (AVTS)は、日本の福祉年金にあたり、2008年8月1日現在で258,11ユーロ/月である。

## 2. 就労不可能者に対する拠出制の最低所得保障制度

保険期間がないか、不十分な者に対する上述の非拠出制の最低所得保障以外に、保険加入による拠出を前提とする最低所得保障も存在する。その一つは 2003 年に廃止となった「寡婦生活保険」(assurance veuvage) であり、子がおり十分な所得のない被保険者の寡婦に対し、最低生活保障給付として支給された。本給付は、2003 年の遺族年金改正により廃止された。

「障害者給付」(assurance invalidité) は、同様に、障害により就労不可能となり所得のない被保険者に対し、最低所得保障を行う制度であり、保険加入により事前の拠出を前提とする、AAH に対応した給付である。

## 3. 就労可能の長期失業者を対象とする最低所得保障 (1980 年代～)

これら高齢・障害・単身親に対する最低所得保障の給付は、「正当な」理由により就労による所得を得られない者に支給される給付であるという共通点を有していた。他方で、1980 年代に入り、一見して上記のような「正当な」理由が見当たらないにもかかわらず、労働市場から恒常的に排除され、生活に十分な所得を得られない者に対し、新たに最低所得保障を行う必要が認識され、そのための制度が創設された。これら新たな生活保障制度は従前と違い、本来、就労が可能なはずの者を対象としており、支給要件は所得の不足のみという、正に最終的なセーフティネットとして機能するものであり、受給者を福祉の罠に陥らせずに就労を促すことを念頭に支給されるため、非常に低額に抑えられ (SMIC の半分程度)、就労支援策に力が注がれている。

このようにして、1979 年にまず<sup>5</sup>、就労の経験が全くないまま失業状態に陥った者に対する「統合給付」(allocation d'insertion, AI<sup>5</sup>)が整備され、2006 年改正により現「待機給付」allocation temporaire d'attente, ATA となった。後の法改正により、当初 AI を受給していた者のうち、16-25 歳の者、および母子家庭の母は他の給付を受給することとなったため、AI の受給者ではなくなり、現在では、特定の限られた求職者（服役後の受刑者、難民、無国籍者、ほか一時的に求職中であるが他の求職者給付が受給できない者）に限られ、非常に少額であり、その金額は政令で定められる<sup>6</sup>。

その後 1984 年には、失業が長期化し、失業給付の支給期間終了までに再就職できない者に対する給付として、特別連帯給付 (allocation de solidarité spécifique, ASS)が創設された。ASS も AI 同様に、従前の上記 1. の最低所得保障と異なり、再就職するまでの最低生活保障と捉えられるため、支給額は少なく SMIC の 50% 程度に抑えられた。2004 年の改正により、特に過去の被保険者期間に関する要

<sup>5</sup> 労働法典 L. 351-9 条

<sup>6</sup> 2006 年 1 月 1 日現在、目額 10,04 ユーロ

件が強化され、過去の10年間において5年の就労期間が必要となり、このうち育児休業期間は子1人につき1年の就労期間が算定されるが、失業給付受給期間は算定されないこととなった。受給できるのは、失業給付の支給期間を終了した後も再就職できない者、および50歳以上で失業給付に代わり連帯給付を受給することを選択する者である。

またASSの受給者は就労可能である前提の下、55歳以上の受給者を除いて、具体的な求職活動を行っていることが求められる。ASSは6ヶ月間支給され、その後要件を満たすかぎり、老齢年金の支給まで更新される。求職活動を実際に行うことが要件となっている場合でこれを行わなかった場合には、支給を一時的または完全に停止することとなっている。

1988年には、それまでに支給されてきていた最低生活保障制度のどれにも該当せず、且つ労働市場に参入できない者がなお多数存在することが確認され、これら全ての者を包括的に救済する、初の普遍的最低所得保障制度として、所得の不足のみを要件とする「最低統合所得」(Revenu minimum d'insertion, RMI)が創設された。RMIは、それまでとは全く考え方の違う、新しい制度として注目され、その主な特徴は、対象とする人の範囲が、フランス国内に居住する25歳以上の者で、所得が一定水準以下の者全て<sup>7</sup>、と極めて普遍的であること、及び、給付の受給権が社会的・職業的統合のための個別計画の遵守と密接に関連づけられていることである。当時、所得保障給付を、就労による社会統合を強く関連づけることにより就労促進的機能を与えるという政策（いわゆる「給付の就労促進的效果」("activation des prestations")）は、欧州諸国でも広く模索される新しいタイプの社会政策であった。

RMIは、一方で金銭的な給付の受給権、他方で社会生活への再統合に自ら参加する義務という側面を持つが、双方が対価的な関係にあるとも言えず、理念的にも複雑な制度となっている。導入時に多く議論されたとおり、RMIは無条件の生活保障を行うことにより、就労か福祉かを自由に選択できるようにする制度にはなり得ず、あくまでも「所得保障」と「就労による自立」を二本の柱とし、目的とする制度である。RMIの支給は貧困からの脱却を助ける様々な補足的権利も伴い、医療、住居、交通手段、水道電気など生活に必要な要素に関する援助給付を伴う。RMIの金銭給付は、それまでの社会保障、或は連帯給付（公的扶助）のどれにも当てはまらない、独自の性格を有するとされ、当初あくまでも他の社会保障および公的扶助の諸制度により救済できない困窮状態を救済する意味で、補足的な制度とされた。その額は年1回、政令によって定められる。

RMIの金銭給付が開始されてから3ヶ月以内に、県知事(*le président du conseil général du département*)と受給者との間に、受給者の社会統合契約(*contrat d'insertion*)が締結されなければならない。社会統合契約の内容は県庁の担当者

<sup>7</sup> 扶養する子がいる場合は25歳未満でも適用される。また、18-25歳までの若年者のためには特定の「若年者支援基金」が創設された。また、外国人に関しては、3年以上フランスに居住しており、有効な滞在許可を有していることが要件となる。

と受給者とのあいだの話し合いで決定され、非常に広範なサービス（社会生活支援、職業訓練、就業促進、雇用支援、雇用援助契約による雇用、住居に関する援助、医療サービスの受給等）を含む<sup>8</sup>。

このような普遍的、包括的な最低所得保障制度が新たに設けられたことにより、それまでに存在した様々な *minima sociaux* との整合性が議論されることとなり、一つの制度に統合し効率化・簡素化するべきかどうか、および統合するとすれば望ましい方向性について、様々な議論が展開された。例えば、非就労による困窮状態が「正当な理由による」者と、そうではない者に対する保護との間の区別をなくすべきなのか、就労関係に基づく社会保護と、正当な就労不能者に対する社会保護との間の区別を廃止するべきか、更に思い切って就労と所得を切り離してしまうことにより、就労関係に基づく社会保障の保護と平行して、公的扶助によって生活する拡張された人口が出現することを受入れるべきであるか、が論じられた。

最近、2005 年に貧困および社会的排除に関する政府関係報告書のなかで、再び所得保障を目的とする様々な給付の統合が望ましいとし、再び議論されることとなった。

#### 4. 最新の最低所得保障制度：連帯活動所得 (Revenu de solidarité active: RSA)

2004 年にフランス国立統計経済研究所 (INSEE) が発表した報告書が、100 万人の子どもが貧困ライン以下で生活しているとしており<sup>9</sup>、2006 年には 790 万人の人が貧困ラインの所得しか得られていない、という報告を行ったことに伴い、貧困と社会排除問題が再び高い注目を集めた。これに続き、2004 年、エマウス・フランス<sup>10</sup>の会長であったマルタン・イルシュ (Martin Hirsch) が「家族・弱者・貧困」("Familles, vulnérabilité, pauvreté")に関する調査を政府に依頼され、弱者保護団体、家族団体、労使団体、および地方公共団体と共に報告書を作成し、2005 年に発表した。その中で、公的扶助給付と就労所得を組合わせることにより、最低所得保障の受給者が働いた場合、それが短時間であっても必ず収入の増加につながり、少なくとも貧困ライン（国民の所得の平均値の 60%程度）以上の所得が保障される制度を提案した。

これまで、最低所得保障の受給者は、就労することにより、住居や交通費などに係る援助を失い、実収入が増えないか、交通費や託児費用などによりかえって収入が減ってしまう状況が珍しくなかった。マルタン・イルシュはこのようなことが起きないよう、1/4 時間制のパートタイム労働であっても、必ず世帯収入が増加する制度として、新しい連帯活動所得 (RSA) を提案した。RMI など最低所得保障受給者による就労所得の獲得が世帯収入の減少につながらないよう、これ

<sup>8</sup> RMI の社会統合の側面、特に就労促進の側面はしかし成功せず、あまり効果がなかったとされている。(Borgetto et Lafore, p. 542)

<sup>9</sup> フランス国民の所得の中間値の 60%を貧困ラインと設定した場合

<sup>10</sup> ピエール神父が創設したフランスの弱者保護と社会参加を目的としたボランティア団体。現在世界各地に拠点を持つ。

までにも勤労控除、および各種福祉給付を収入認定から除外するなどの措置は既に採られていた。更に2006年3月23日の「再雇用法」(loi L. n°2006-339 relative au retour à l'emploi)は再就労をより魅力的にするため、各種勤労控除を大幅に簡素化し、RMI, ASS, APIの受給者に対し、再雇用後の最初の3ヶ月は最低所得給付と賃金を併給できることとし、その後9ヶ月間は定額給付金を賃金と併給できることとした。この他、「雇用促進給付」(Prime pour l'emploi)として、再就職にかかった費用を補填する給付として1,000ユーロを支給することとした(2004年8月24日政令D. n°2005-1054)。これらの雇用促進給付(primes d'intéressement)はいずれも、公的扶助よりも就労を魅力的にするための金銭的給付である。

新しく提案された連帯活動所得(以下RSA)の最大の特徴は、就労した際の世帯収入を必ず扶助的最低所得保障よりも高くすることにより就労促進を強化し、全ての勤労者が貧困から脱することができるよう、することである。

RSAは、2007年8月21日の法律(L. n°2007-1223)により、3年間の試験的施行を目的として実施されることとなり、2009年1月までに30以上の県において、実験的に施行された。政府は、これら実施の結果を満足できるものと評価し、3年を待たずに2009年半ばから全国で本格的に実施を開始することとし、2008年12月1日の法律(loi généralisant le revenu de solidarité active et réformant les politiques d'insertion, L. n° 2008-1249)により2009年6月1日から全国実施に踏み切った。この日以降、RSAは、

- ・1988年に実施されたRMI(最低統合所得)
- ・1976年に実施されたAPI(単身親最低所得)
- ・これら(RMIおよびAPI)の下での雇用促進給付

に代わる給付となる。当初、長期失業者を対象としたASS(特別連帯所得)もRSAによって廃止することとなっていたが、最終的に見合させられた。

2008年法は、法の目的として「全ての人に対し、労働能力の有無に関わらず、最低所得を保障し、就労収入の増加と共に、実収入も増加することを保障すること等を掲げている。RSAの実施主体は県(Département)であり、支払は家族手当基金(CAF)またはCMSA(農業共済組合)が行う。

受給要件は、□25歳以上であるか、子を養育している、または妊娠中の者であり、□一定水準以下の所得であり、□フランス国内に安定的、且つ実体的に居住すること、□外国人の場合は、5年以上前から就労可能な居住許可の下でフランス国内に居住していること(ただし無国籍者、難民は除く)。欧州連合の国籍を持つ者に関しては、RSA申請前に3ヶ月以上フランスに居住していれば足りる。学生、及び研修中の者、及び育児休業中等、自ら選択して休業している者はRSAを受給できない。また妊娠、単身親に関しては上記の居住期間の要件は適用されない。自営業者、及び農業従事者、季節労働者も、所得要件を満たせばRSAを受給できる。

RSAは、受給者の就労収入に応じて世帯収入を一定水準(通常貧困ライン程度、単身者に関して約SMICの1,02倍、2人世帯であればSMICの1,6倍程度)に達するよう、補填する給付であり、世帯構成を考慮して水準額は異なる。また

個別の雇用支援措置も必要に応じて適用される。就労していない受給者には、世帯構成に応じた一定額が給付され、低所得の労働者には、その一定額に勤労所得の60%～70%を加えた額となるよう、計算された額が支給される。世帯収入の変化に応じて、RSAの額も再計算される。従来APIの受給者である単身親には最も若い子がある年齢に達するまでの期間、給付に一定額が加算される。RSAの受給者は、金銭給付に加えて、社会生活上の、および雇用支援を受け、従来RMIの下で受給できたような居住、交通に関する補足的給付も受給できる。

RSAは補足的な給付であり、予め世帯所得を収入認定したうえで、給付額が決定される。収入認定の対象となるのは、□賃金、□活用されていない動産または不動産で、受給者に一定収入をもたらすとみなされるもの、□現物給付（例えば無料で提供される住宅は、定額で収入認定される）、□公的扶助給付も一定額で収入認定される。収入認定とならない給付の範囲は政令で定められる。

「個別再就職支援費」(aide personnalisée de retour à l'emploi)として、再就職のために受給者が負担した費用を一部、または全額支給する（我が国の生業扶助のようなもの）。

RSAは最後のセーフティネットであり、補足的な給付であるため、受給するには適用される全ての社会保障および公的扶助給付を先に受給したうえでなければならない。また、離婚等による養育費請求を先に行わなければならない。

RSAの実施機関（支払機関であるCAF家族手当基金等）は、受給申請にあたり、手続上の支援を行わなければならない。給付は予備的に支給されることとなるが、RSAの実施機関は受給者に代わって他機関に給付請求を行ったり、債務者に対する請求権を行使することができる。RSAは従来のRMI又はAPI相当額を除きCRDS（社会保障赤字返済税）の課税対象となり、支払機関はこれを厳選徴収したうえで支給する。ただし、所得税の課税対象とはならない。RSAは差押え、及び譲渡ができない。

受給申請は、複数の機関で受け付けており、県庁の関係部局、その他の地方自治体の社会福祉局(CCAS, CIAS)、家族手当基金および農業共済組合(CAF, CMSA)、委託機関および雇用担当局(Pôle Emploi)のいずれかで申請することができ、申請の時から、要件を充足していれば権利が開始する。

RSAにおいては、就労による社会参入を実現し、貧困および社会的排除との闘いを進めることが制度の中核となっており、受給者の社会的および職業的参入に関しては権利及び義務関係が強化されている。

権利としては、「長期的な雇用への参入を支援するための社会的・職業的な個別援助」を受ける権利を有し、それを1人の担当者(référent)が行うこととなっている。受給者の義務としては、収入がRSAの額よりも少ない場合、または就労していない場合に、求職活動、又は自営のための努力、またはその社会的・職業的参入状況の改善のために必要な行動を探る義務を負う。受給者と同居する配偶者、またはパートナーにもこの義務は該当する。低賃金の労働者等、再就職支援計画の対象となっていない受給者に関しても、年に1回、参入支援機関との対話において、労働時間の延長等、労働条件の改善、職業訓練等による技能の向